

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

【労働者派遣事業におけるマージン率の公開】

対象期間：2023年2月1日～2024年1月31日

マージン率平均：30.1%

派遣料金の1人あたりの平均額：14,997円

派遣労働者の賃金の平均額：11,523円

マージン率に含まれるもの

1. 法定福利費

- 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料

2. 福利厚生費

- 派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用
- 定期健康診断や支給したユニフォーム等の費用
- 派遣労働者に支払う慶弔見舞金や法定外労災保険の保険料
- 資格取得や技能講習受講、外部講習会参加等の補助、支援に充当した費用

3. 諸費用

- 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者的人件費
- オフィス維持費や、求人広告費、通信費等をはじめとする諸費用

4. 営業利益

【派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項】

新入社員研修

品質管理研修①②

リーダーシップ研修

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別】

労使協定の締結の有無：有

協定労働者の範囲：全ての派遣労働者

協定書の有効期間終期：2025年3月31日